

令和 3 年

香川県の賃金・労働時間及び雇用

—毎月勤労統計調査地方調査結果報告書—

かがやくけん、かがわけん。

香川県

は し が き

毎月勤労統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的とした厚生労働省所管の基幹統計であり、我が国の労働経済に関する基本的な統計として広く利用されています。

この調査は、県内で 5 人以上の常用労働者を雇用している事業所を対象として毎月実施するほか、「特別調査」として、1～4 人の常用労働者を雇用している事業所を対象として毎年 7 月末に実施しております。毎月の結果については、調査月の 2 か月後に「毎月勤労統計調査地方調査結果」として公表するとともに、香川県統計情報データベース上にも掲載しています。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/rodo/working/index.html>)

この報告書は、令和 3 年の本県の調査結果を年報としてとりまとめたものです。データの変動が一目で分かるよう、指数によって時系列の比較を行っておりますので、各種の基礎資料として広く御利用いただければ幸いです。

本調査の実施にあたり、御回答をいただいております事業所の方々をはじめ関係の皆様方に対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 10 月

香川県政策部統計調査課長 西村 浩

目 次

毎月勤労統計調査地方調査の説明	1
-----------------	---

調査結果の概要

I 概 況	11
II-1 賃金の動き	12
II-2 産業別にみた賃金	14
II-3 賞与の支給状況	16
III-1 労働時間の動き	17
III-2 産業別にみた労働時間	19
IV-1 雇用の動き	21
IV-2 産業別にみた雇用	24

統計表

※統計表については「香川県統計情報データベース」に掲載。

- ① 第1-1表 産業、性別 給与額 (5人以上)
- ② 第1-2表 産業、性別 給与額 (30人以上)
- ③ 第2-1表 産業、性別 労働時間 (5人以上)
- ④ 第2-2表 産業、性別 労働時間 (30人以上)
- ⑤ 第3-1表 産業、性別 就業形態別 雇用 (5人以上)
- ⑥ 第3-2表 産業、性別 就業形態別 雇用 (30人以上)
- ⑦ 第4-1, 2表 就労形態別 賃金・労働時間及び雇用
- ⑧ 第5表 産業別労働異動率 (月間入職率・離職率)
- ⑨ 第6表 賞与の支給状況 (30人以上)
- ⑩ 指数表 5人以上
- ⑪ 指数表 30人以上
- ⑫ 参考表 小規模事業所の賃金・労働時間及び労働者数

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として、賃金、労働時間及び雇用について、香川県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約600事業所について行っている。

3 調査の期間と方法

調査期間は1か月を単位としており、前月の最終給与締切日の翌日から当月の最終給与締切日までである。

また、この調査は、規模（常用労働者）5～29人の事業所（第二種事業所）は実地他計方式（統計調査員が事業主に質問し、調査票を作成する方式）またはオンライン方式により、また、規模30人以上の事業所（第一種事業所）は郵送調査方式またはオンライン方式により行っている。

4 用語の解説

(1) 賃 金

- ・ 「現金給与」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものであり、所得税、社会保険料等を差し引く前の金額をいう。退職金は含めない。
- ・ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。
- ・ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、超過労働給与等の各種手当を含む。
- ・ 「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のものをいう。
- ・ 「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- ・ 「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものである。

イ. 夏冬の賞与、期末手当等の一時金

ロ. 支給事由の発生が不定期なもの

ハ. 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当など)

ニ. いわゆるベースアップの差額追給分

- ・ 「実質賃金指数(現金給与総額、きまって支給する給与)」とは、「現金給与総額指数」と「きまって支給する給与指数」のそれぞれから、物価の影響を除いたものとなっており、賃金の実質的購買力をあらわす指数である。

(2)実労働時間、出勤日数

- ・ 「実労働時間」とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数である。有給休暇をはじめとした休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等に見られる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まれない。
- ・ 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
「年間総実労働時間」は「総実労働時間」に12か月を掛けて計算している。
- ・ 「所定内労働時間」とは、労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数である。
- ・ 「所定外労働時間」とは、早出、残業、休日出勤等の実労働時間数である。
- ・ 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数である。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも出勤すれば出勤日となる。
2歴日にわたって働いた場合、出勤日数は2出勤日となる。また、1日に二度出勤したときは1出勤日となる。

(3)常用労働者

- ・ 「常用労働者」とは、事業所に雇用され給与の支払いを受ける者のうち、次のいずれかに該当する労働者である。
 - イ. 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ロ. 重役、理事などの役員のうち、部長、工場長などのように、常時勤務して一定の業務に従事し、毎月給与の支払いを受けている者
 - ハ. 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務し、他の労働者と同じ就業規則等に従い、毎月給与の支払いを受けている者
- ・ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
 - イ. 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ロ. 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
- ・ 「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

(4)労働異動率

「労働異動率」とは、事業所における雇用の流動状況を示す指標である。

- ・ 「入職率」とは、調査期間中に採用、出向及び同一企業内の他の事業所からの転勤等に

よって当該事業所に入職した常用労働者数を、前調査期間末の全常用労働者数で除し、百分率化したものである。

- ・ 「離職率」とは、調査期間中に解雇、退職、出向及び同一企業内の他の事業所への転勤等によって当該事業所を離職した常用労働者数を、前調査期間末の全常用労働者数で除し、百分率化したものである。

(5) 賞 与

- ・ 「賞与支給額」とは、6月、7月、8月の3か月間（夏季）及び11月、12月、翌年1月の3か月間（冬季）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等を抜き出して、夏季及び冬季毎に各月分を合計したものを賞与の支給を行った規模30人以上の事業所の常用労働者1人平均（賞与を支給されなかった者を含む。）として集計したものである。

- ・ 「賞与支給月数（対きまって支給する給与、対所定内給与）」とは、賞与を支給した事業所における賞与の支給総額を1か月平均のきまって支給する給与または所定内給与の支給総額で除したものである。

5 調査結果の算定式

(1) 実 数

- ・ 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数（直近の経済センサス基礎調査の労働者数を毎月の労働者の増減により更新したもの。）と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

r : 推計比率（産業、規模別）

E : 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ : 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

- ・ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおのの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{a}{(e_0 + e_1) / 2}$$

\bar{a} : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計

e₀, e₁ : 前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）

- ・ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給総額、延べ実

労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率（上記のr）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\bar{A} = \frac{\Sigma (a \cdot r)}{\{ \Sigma (e_0 \cdot r) + \Sigma (e_1 \cdot r) \} / 2}$$

- A : 各種平均値
a : 各種調査数値の合計（産業，規模別）
e₀, e₁ : 前月末及び本月末調査労働者数（産業，規模別）
r : 推計比率（産業，規模別）
Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

- 常用労働者数に関する推計値の推計方法

$$B = \Sigma (e \cdot r)$$

- B : 推計値
e : 本月末調査労働者数（産業，規模別）
r : 推計比率（産業，規模別）
Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

(2) 指数

- 各月の指数 = 各月の調査結果の実数 / 基準数値 × 100
基準数値とは、指数 = 100に対応する実数値である。

- 各月の実質賃金指数 = 各月の名目賃金指数 / 各月の消費者物価指数 × 100
（消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合（高松市）」を指す。）

- 年平均指数 = 1～12月の指数の合計 / 12

なお、実質賃金指数の年平均指数については、名目賃金指数の年平均値を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の年平均で除して100倍したものである。

6 指数の改訂

(1) 第一種事業所（規模30人以上）抽出替えに伴うギャップ修正

本調査では、第一種事業所の抽出替え（調査事業所の総入替え）に伴い、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがあるため、指数、前年比などの増減率については前回抽出替え時に遡り、修正処理（ギャップ修正）を行った。（平成27年1月にギャップ修正を実施。）なお、毎月の実数値については、修正処理を行っていないため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しない。また、パートタイム労働者比率及び入職率・離職率はギャップ修正を行わない。

平成30年1月以降は、部分入替え方式導入に伴い、賃金及び労働時間指数について、従来行ってきたギャップ修正を行わないこととした。

(2) 常用雇用指数のギャップ修正

経済センサス - 基礎調査により常用労働者数が得られた際に、これを労働者数推計のベンチマークとすることで更新をしている。この時、常用雇用指数については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。(平成30年1月に、常用雇用指数とその増減率について実施。)

(3) 指数の基準時更新

指数の基準時は、西暦年の末尾が0又は5の年に改訂するものとしており、平成27年を新しい基準時としている。

7 統計表利用上の注意

(1) この調査は、平成2年1月分調査より改正された。

従来、地方調査は規模30人以上を調査対象としていたが、この改正によって規模5～29人も地方調査の対象となり、調査結果も規模30人以上に加え、規模5人以上として公表している。

(2) 統計表中の数値は四捨五入しており、個々の数値の合計欄の数値とは一致しない場合がある。

(3) 統計表において、調査事業所数が少ないため公表していないものがあるが、調査産業計などにはこれらを含めている。

(4) 平成29年の調査から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づいて集計を行っている。

(5) 全国調査結果については、厚生労働省「毎月勤労統計調査」の再集計値(平成31年1月23日厚生労働省公表)及び厚生労働省「毎月勤労統計調査」の訂正值(令和元年8月26日厚生労働省公表、令和元年10月21日厚生労働省公表)を反映している。また、令和元年6月分から「500人以上規模の事業所」について全数調査に変更されている。

(6) 統計表で用いている符号の意味は次のとおりである。

「-」…… 調査あるいは集計を行っていない。(指数については指数化していない。)

「x」…… 調査事業所が少ないため公表しない。

「△」…… 減少

「0」…… 表章単位未満

(7) 統計表の産業名のうち産業大分類及び製造業産業中分類等について次のような略称を用いた。

(例) M 飲食サービス業等……………産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」

E28 電子・デバイス……………産業中分類「電子部品・デバイス・電子回路製造業」

略 称		<産業大分類>		略 称		<E 製造業 産業中分類>	
C	鉱業，採石業等	鉱業，採石業，砂利採取業	E31	輸送用機械器具	31	輸送用機械器具製造業	
D	建設業	建設業	ES1	E - 括分 1	22	鉄鋼業	
E	製造業	製造業			23	非鉄金属製造業	
F	電気・ガス業	電気・ガス・熱供給・水道業	ES2	E - 括分 2	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
G	情報通信業	情報通信業			30	情報通信機械器具製造業	
H	運輸業，郵便業	運輸業，郵便業	ES3	E - 括分 3	11	繊維工業	
I	卸売業，小売業	卸売業，小売業			16	化学工業	
J	金融業，保険業	金融業，保険業			17	石油製品・石炭製品製造業	
K	不動産・物品賃貸業	不動産業，物品賃貸業			19	ゴム製品製造業	
L	学術研究等	学術研究，専門・技術サービス業			20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
M	飲食サービス業等	宿泊業，飲食サービス業			32	その他の製造業	
N	生活関連サービス等	生活関連サービス業，娯楽業	略 称		<I 卸売業，小売業 産業中分類>		
O	教育，学習支援業	教育，学習支援業	I-1	卸売業	50~55	卸売業	
P	医療，福祉	医療，福祉	I-2	小売業	56~61	小売業	
Q	複合サービス事業	複合サービス事業	略 称		<M 飲食サービス業等 産業中分類>		
R	その他のサービス業	サービス業（他に分類されないもの）	M75	宿泊業	75	宿泊業	
略 称		<E 製造業 産業中分類>					
E09,10	食料品・たばこ	09 食料品製造業	MS	M - 括分	76	飲食店	
		10 飲料・たばこ・飼料製造業			77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
略 称		<P 医療，福祉 産業中分類>					
E12	木材・木製品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	P83	医療業	83	医療業	
E13	家具・装備品	13 家具・装備品製造業	PS	P - 括分	84	保健衛生	
E14	パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業			85	社会保険・社会福祉・介護事業	
E15	印刷・同関連業	15 印刷・同関連業			略 称		<R その他のサービス業 産業中分類>
E18	プラスチック製品	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	R91	職業紹介・派遣業	91	職業紹介・労働者派遣業	
E21	窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業	R92	他の事業サービス	92	その他の事業サービス業	
E24	金属製品製造業	24 金属製品製造業	RS	R - 括分	88	廃棄物処理業	
E25	はん用機械器具	25 はん用機械器具製造業			89	自動車整備業	
E26	生産用機械器具	26 生産用機械器具製造業			90	機械等修理業（別掲を除く）	
E27	業務用機械器具	27 業務用機械器具製造業			93	政治・経済・文化団体	
E29	電気機械器具	29 電気機械器具製造業			94	宗教	
					95	その他のサービス業	

毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県における工場及び 東京鉱務署ほか4鉱務署管内におけ る鉱山合計 510所
大正14年4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29道府県の工場、鉱山
昭和2年1月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年6月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33道府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 7,200所
昭和16年8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全道府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 4,700所
昭和19年7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全都道府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 8,900所
昭和21年12月	百貨店、銀行、信託業、保険業を調査対象に追加 電気、ガス、水道業が工場より分離		
昭和22年7月	指定統計第7号		
昭和23年9月	調査の企画立案公表の権限を労働省に移管（実施は総理府統計局）		
昭和25年1月	毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用 （対象産業：鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、不動産業、 運輸通信及びその他公益事業）		
昭和26年4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年1月	建設業を調査対象に追加		

昭和29年 3月 サービス業の一部(自動車修理業及びガレージ業、その他の修理業及び医療保険業)を調査対象に追加

昭和32年 7月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査		
全国調査甲調査	常用労働者30人以上事業所	約 9,300事業所
〃 〃 乙調査	常用労働者 5～29人事業所	約 905調査区 約 1万事業所
地方調査	常用労働者30人以上事業所	約18,500事業所
特別調査	常用労働者 1～4人事業所	約 1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年 1月 サービス業の範囲を家事サービスと外国公務を除く全体に拡大

昭和47年 7月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年 7月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査		
全国調査甲調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
〃 〃 乙調査	常用労働者 5～29人事業所	約 1,914調査区 約16,500事業所
地方調査	常用労働者30人以上事業所	約22,000事業所
特別調査	常用労働者 1～29人事業所	約 4,750調査区 約 134,000事業所

平成 2年 1月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査		
全国調査	常用労働者 5人以上	約33,200事業所
	うち 30人以上	約16,700事業所
	5～29人	1,914調査区 約16,500事業所
地方調査	常用労働者 5人以上	約43,500事業所
	うち 30人以上	約21,500事業所
	5～29人	2,561調査区 約22,000事業所
特別調査	常用労働者 1～4人	約 4,750調査区 約77,400事業所

平成 5年 1月 常用労働者数中のパートタイム労働者の給与・労働時間等の調査項目を新設

平成17年 1月 平成14年 3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始

平成21年 4月 基幹統計に指定される

平成22年 1月 平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始
(特別調査は平成21年調査から)

平成29年 1月 平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始



統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査調査票

厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(「貴企業(同一会社)」に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

1	1,000人以上
2	300～999人
3	100～299人
4	30～99人
5	5～29人

----- 年 月 日 -----

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	抽出番号	※事業所別 規模番号	※企業 規模番号
大	中	小			

※ 印欄は記入しないでください。

常用労働者についてはお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1ヵ月の超える期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者より短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者より少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数			6 出勤日数		7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 退職、転勤 等による減 少は何人で 入りましたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人で 入りましたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でしたか。	(5) 実際に出勤した 日の合計は延べ 何日でしたか。 (有給休暇は含 めないでください。 い。1時間でも 出勤した日は1 日に数えてくだ さい。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) きまって支 給する給与の総 額はいくらでしたか。 (労働者 に支給が定め られている です。)	(2) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでした か。(残業手当、 深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給 与の総額はいくらでした か。(賞、暮等の賞与、 3ヵ月を超える期間で算 定される給与、ボーナスア ップの総額連給分及び支給 事由の発生が不確実な給 与です。)	(4) 左の特別に支払われ た給与の名称及び名称別 金額を記入してください。
男	人	人	人	人	時間	時間	千円	千円	千円	千円	①賞与 百万千円
女	人	人	人	人	時間	時間	千円	千円	千円	千円	②定給・ベースアップ等 の連給 () 月分 千円
計	人	人	人	人	時間	時間	千円	千円	千円	千円	③3ヵ月を超える期間で 算定される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	人	人	人	人	時間	時間	千円	千円	千円	千円	その他(名称別に金額を 記入してください。) ④ ⑤

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲い、右の備考欄にその略略を記入してください。)

1	定昇を実施した。
2	ベースアップを実施した。
3	就業短縮、一時休業を実施した。
4	休日に就業、営業等の事業活動を行った。
5	制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6	夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に著しい違いがある場合は、その理由を記入してください。)

記入担当者 氏名	年 月 日
調査票 提出年月日	

この調査票は、10日までに経済産業省の統計主管課へ提出してください。

この調査票は、統計法に基づく基幹統計を作成するために発行するものです。

この調査票の作成にかつた事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

調査結果の概要

香川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

I 概況

香川県における令和3年の賃金、労働時間及び雇用の概況は、次のとおりである。

事業所規模 常用労働者5人以上

(1) 賃金の動き

常用労働者1人平均月間現金給与総額は294,694円で、前年比0.1%の減少となった。

このうち、きまって支給する給与は247,080円で前年比0.9%の増加、特別に支払われた給与は47,614円で前年差2,573円の減少となった。

(2) 労働時間の動き

常用労働者1人平均月間総実労働時間は142.4時間で、前年比2.2%の増加となった。

このうち、所定内労働時間は132.6時間で前年比1.5%の増加、所定外労働時間は9.8時間で前年比13.7%の増加となった。

常用労働者1人平均月間出勤日数は18.5日で、前年差0.1日の増加となった。

(3) 雇用の動き

常用労働者数は336,980人で、前年比1.3%の減少となった。

パートタイム労働者比率は30.0%で、前年差1.6ポイントの減少となった。

事業所規模 常用労働者30人以上

(1) 賃金の動き

常用労働者1人平均月間現金給与総額は313,745円で、前年比3.5%の減少となった。

このうち、きまって支給する給与は258,275円で前年比2.2%の減少、特別に支払われた給与は55,470円で前年差5,743円の減少となった。

(2) 労働時間の動き

常用労働者1人平均月間総実労働時間は144.7時間で、前年比0.6%の増加となった。

このうち、所定内労働時間は133.4時間で前年比0.2%の減少、所定外労働時間は11.3時間で前年比10.9%の増加となった。

常用労働者1人平均月間出勤日数は18.4日で、前年差0.1日の減少となった。

(3) 雇用の動き

常用労働者数は181,967人で、前年比1.8%の減少となった。

パートタイム労働者比率は28.0%で、前年差0.6ポイントの増加となった。

II-1 賃金の動き

-事業所規模5人以上- (第1表、第1~4図)

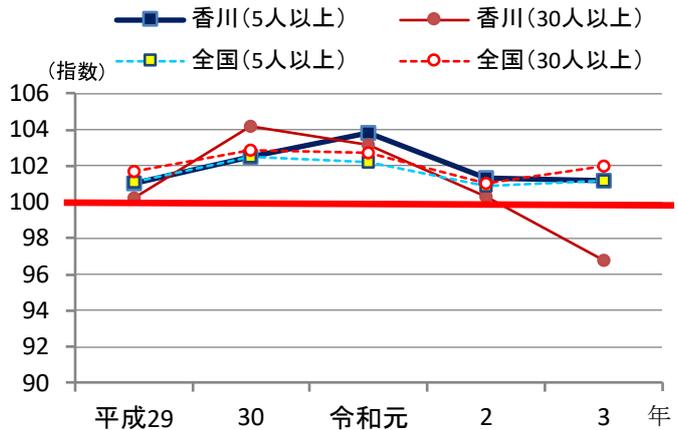
香川県における事業所規模5人以上の現金給与を調査産業計で見ると、現金給与総額は294,694円で前年比0.1%の減少となった。また高松市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)を考慮した実質賃金指数では、前年比0.4%の減少となった。

現金給与総額のうち、きまって支給する給与は247,080円で前年比0.9%の増加、所定内給与は229,657円で前年比0.1%の増加となった。

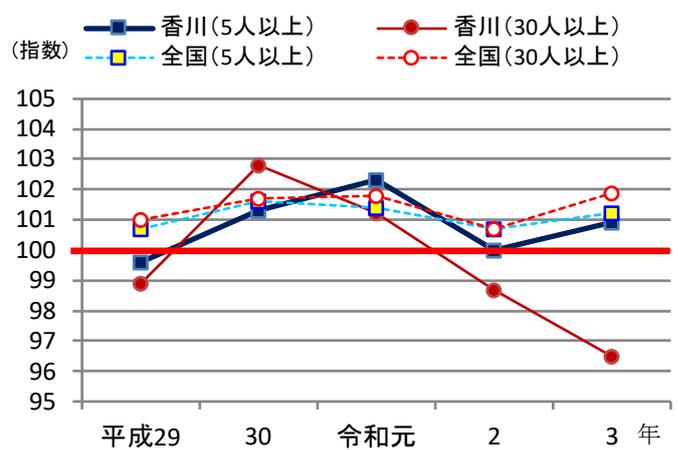
前年比の推移をみると、現金給与総額は2年連続減少、きまって支給する給与は2年ぶりの増加、所定内給与は2年ぶりの増加となった。

全国の現金給与総額は319,461円で前年比0.3%の増加、きまって支給する給与は263,739円で前年比0.5%の増加、所定内給与は245,709円で前年比0.3%の増加となった。また、全国の現金給与総額を100としたときの香川県の現金給与総額は92.2で、格差は前年(92.7)に比べて0.5ポイント拡大している。

第1図 現金給与総額指数の推移(調査産業計)
(平成27年=100)



第2図 きまって支給する給与指数の推移(調査産業計)
(平成27年=100)



第1表 賃金の推移(調査産業計:事業所規模5人以上)

区分	年	現金給与総額				きまって支給する給与							特別に支払われた給与	
		実数	指数	前年比	実質賃金		実数	指数	前年比	所定内給与				超過労働給与
					指数	前年比				実数	指数	前年比		
香川県	平成29	294,674	101.0	0.0	100.2	△0.5	243,849	99.6	△0.4	225,414	99.5	△0.4	18,435	50,825
	30	298,733	102.5	1.5	100.4	0.2	247,966	101.3	1.7	228,584	100.9	1.4	19,382	50,767
	令和元	302,931	103.8	1.3	101.2	0.8	250,519	102.3	1.0	231,304	102.1	1.2	19,215	52,412
	2	295,115	101.3	△2.4	98.9	△2.3	244,928	100.0	△2.2	229,236	101.2	△0.9	15,692	50,187
	3	294,694	101.2	△0.1	98.5	△0.4	247,080	100.9	0.9	229,657	101.3	0.1	17,423	47,614
全国	平成29	319,453	101.1	0.4	100.6	△0.2	262,407	100.7	0.5	242,646	100.8	0.5	19,761	57,046
	30	323,547	102.5	1.4	100.8	0.2	264,570	101.6	0.9	244,670	101.6	0.8	19,900	58,977
	令和元	322,612	102.2	△0.3	99.9	△0.9	264,216	101.4	△0.2	244,471	101.5	△0.1	19,745	58,396
	2	318,405	100.9	△1.2	98.6	△1.2	262,325	100.7	△0.7	244,968	101.7	0.2	17,357	56,080
	3	319,461	101.2	0.3	98.6	0.0	263,739	101.2	0.5	245,709	102.0	0.3	18,030	55,722

(指数:平成27年平均=100)

-事業所規模 30 人以上- (第 2 表、第 1~4 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の現金給与を調査産業計で見ると、現金給与総額は 313,745 円で前年比 3.5%の減少となった。また、高松市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)を考慮した実質賃金指数では、前年比 3.7%の減少となった。

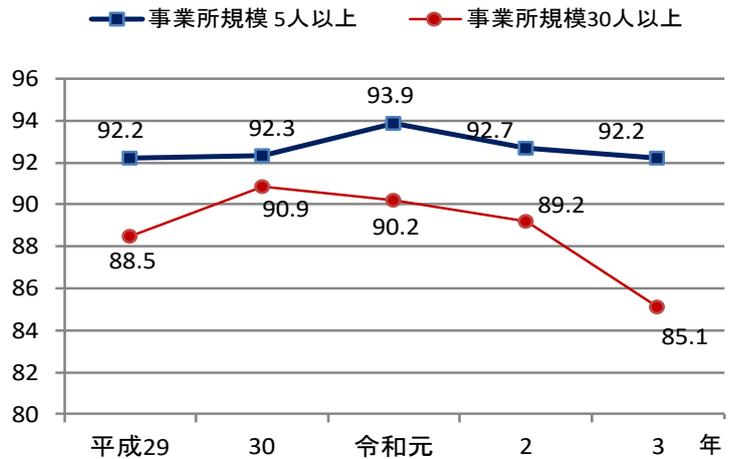
現金給与総額のうち、きまって支給する給与は 258,275 円で前年比 2.2%の減少、所定内給与は 236,172 円で前年比 3.8%の減少となった。

前年比の推移をみると、現金給与総額は 3 年連続減少、きまって支給する給与は 3 年連続減少、所定内給与は 3 年連続減少となった。

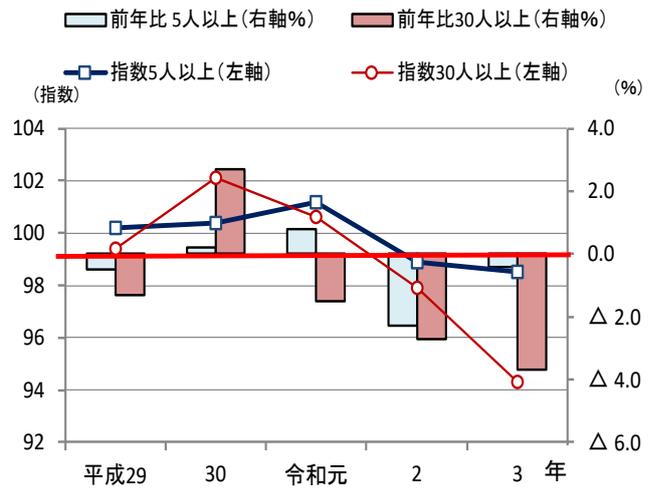
全国の現金給与総額は 368,493 円で前年比 1.0%の増加、きまって支給する給与は 296,652 円で前年比 1.2%の増加、所定内給与は 273,186 円で前年比 0.8%の増加となった。

また、全国の現金給与総額を 100 としたときの香川県の現金給与総額は 85.1 で、格差は前年 (89.2) に比べて 4.1 ポイント拡大している。

第3図 全国を100とした香川の賃金の推移(調査産業計)



第4図 実質賃金指数(現金給与総額)の推移(調査産業計)
(平成27年=100)



第2表 賃金の推移 (調査産業計：事業所規模30人以上)

区分	年	現金給与総額					きまって支給する給与					超過労働給与	特別に支払われた給与	
		実数	指数	前年比	実質賃金		実数	指数	前年比	所定内給与				
					指数	前年比				実数	指数			前年比
香川県	平成29	325,587	100.2	△ 0.8	99.4	△ 1.3	264,928	98.9	△ 0.6	242,956	99.3	0.0	21,972	60,659
	30	338,138	104.2	4.0	102.1	2.7	275,130	102.8	3.9	252,609	103.3	4.0	22,521	63,008
	令和元	335,182	103.2	△ 1.0	100.6	△ 1.5	271,073	101.2	△ 1.6	247,559	101.3	△ 1.9	23,514	64,109
	2	325,570	100.3	△ 2.8	97.9	△ 2.7	264,357	98.7	△ 2.5	245,621	100.4	△ 0.9	18,736	61,213
	3	313,745	96.8	△ 3.5	94.3	△ 3.7	258,275	96.5	△ 2.2	236,172	96.6	△ 3.8	22,103	55,470
全国	平成29	367,951	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	294,010	101.0	0.4	268,736	101.2	0.6	25,274	73,941
	30	372,162	102.9	1.2	101.2	0.0	295,944	101.7	0.7	270,694	101.9	0.7	25,250	76,218
	令和元	371,507	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	296,123	101.8	0.1	270,912	102.0	0.1	25,211	75,384
	2	365,100	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	293,056	100.7	△ 1.1	271,025	102.1	0.1	22,031	72,044
	3	368,493	102.0	1.0	99.4	0.7	296,652	101.9	1.2	273,186	102.9	0.8	23,466	71,841

(指数：平成27年平均=100)

Ⅱ-2 産業別にみた賃金

-事業所規模5人以上- (第3表、第5-1図)

香川県における事業所規模5人以上の現金給与を産業別にみると、現金給与総額は「建設業」(前年比7.9%増)など7産業が増加し、「学術研究等」(前年比12.6%減)など8産業が減少した。

超過労働給与は、「運輸業、郵便業」(前年差8,725円増)など9産業が増加し、「学術研究等」(前年差10,629円減)など6産業が減少した。

特別に支払われた給与は、「金融業、保険業」(前年差17,356円増)など6産業が増加し、「情報通信業」(前年差23,532円減)など9産業が減少した。

第3表 産業別に見た賃金 (事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与						特別に支払われた給与	
			支給する給与		所定内給与		超過労働給与		支払われた給与	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差	実数	前年差
	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円
調査産業計	294,694	△ 0.1	247,080	0.9	229,657	0.1	17,423	1,731	47,614	△ 2,573
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	409,793	7.9	346,246	8.3	322,181	9.0	24,065	△ 316	63,547	3,963
製造業	321,039	△ 2.8	266,332	△ 0.1	242,361	△ 1.5	23,971	3,381	54,707	△ 9,316
電気・ガス業	540,982	7.0	412,507	6.0	356,542	4.6	55,965	7,303	128,475	10,558
情報通信業	474,934	△ 11.0	361,957	△ 9.4	323,826	△ 8.8	38,131	△ 6,833	112,977	△ 23,532
香川										
運輸業、郵便業	278,341	△ 5.5	252,394	△ 1.5	221,283	△ 5.2	31,111	8,725	25,947	△ 13,021
卸売業、小売業	274,738	5.7	230,607	5.4	218,275	5.6	12,332	33	44,131	3,285
金融業、保険業	434,376	3.4	338,804	△ 0.5	312,576	△ 2.4	26,228	6,154	95,572	17,356
不動産・物品賃貸業	267,421	△ 9.8	235,707	△ 8.4	221,208	△ 9.4	14,499	1,498	31,714	△ 7,258
学術研究等	385,036	△ 12.6	302,930	△ 11.3	284,215	△ 9.0	18,715	△ 10,629	82,106	△ 16,299
飲食サービス業等	113,750	6.8	109,006	6.9	103,836	7.8	5,170	△ 564	4,744	386
生活関連サービス等	167,654	4.2	157,439	5.3	148,880	8.9	8,559	△ 4,163	10,215	△ 1,494
教育、学習支援業	314,591	△ 9.9	259,146	△ 5.6	250,079	△ 6.6	9,067	2,534	55,445	△ 19,603
医療、福祉	311,119	3.1	257,409	2.0	243,091	1.0	14,318	2,522	53,710	4,262
複合サービス事業	338,577	△ 0.5	266,705	△ 1.1	248,014	△ 0.9	18,691	△ 727	71,872	△ 1,040
その他のサービス業	220,507	△ 3.9	192,545	△ 3.7	175,656	△ 4.8	16,889	1,535	27,962	△ 1,992
全 国										
調査産業計	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	18,030	673	55,722	△ 358
鉱業、採石業等	432,181	11.9	346,531	10.3	320,981	12.8	25,550	△ 4,089	85,650	13,978
建設業	416,278	△ 0.3	344,665	1.0	319,609	0.9	25,056	210	71,613	△ 4,262
製造業	384,765	2.0	308,762	1.8	279,638	0.6	29,124	3,406	76,003	1,961
電気・ガス業	572,188	1.1	442,674	1.7	392,100	2.7	50,574	△ 2,295	129,514	△ 2,033
情報通信業	487,110	△ 0.8	381,634	△ 0.6	349,553	△ 0.9	32,081	964	105,476	△ 1,773
運輸業、郵便業	344,926	0.4	296,172	1.0	256,071	1.2	40,101	32	48,754	△ 1,736
卸売業、小売業	288,500	2.1	237,701	1.4	226,403	1.4	11,298	244	50,799	2,487
金融業、保険業	476,589	△ 2.1	361,872	△ 2.2	337,917	△ 2.1	23,955	△ 574	114,717	△ 2,153
不動産・物品賃貸業	379,265	5.4	301,101	3.6	282,063	3.0	19,038	2,152	78,164	9,211
学術研究等	469,320	△ 1.3	371,781	△ 0.4	346,060	△ 0.9	25,721	1,304	97,539	△ 4,810
飲食サービス業等	117,182	△ 0.4	111,424	△ 0.3	107,305	0.7	4,119	△ 1,287	5,758	△ 7
生活関連サービス等	207,747	1.3	192,124	2.4	185,155	2.2	6,969	525	15,623	△ 1,578
教育、学習支援業	367,260	△ 2.9	287,346	△ 2.0	281,021	△ 2.3	6,325	736	79,914	△ 4,950
医療、福祉	296,620	△ 1.0	252,439	△ 0.1	238,916	△ 0.3	13,523	266	44,181	△ 2,433
複合サービス事業	368,967	△ 0.1	289,950	△ 0.2	274,238	0.1	15,712	△ 1,123	79,017	344
その他のサービス業	264,075	3.4	229,537	2.8	212,007	2.3	17,530	1,543	34,538	2,621

- 事業所規模 30 人以上 - (第 4 表、第 5-2 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の現金給与を産業別にみると、現金給与総額は「金融業、保険業」(前年比 8.1%増) など 5 産業が増加し、「教育、学習支援業」(前年比 25.2%減) など 9 産業が減少した。

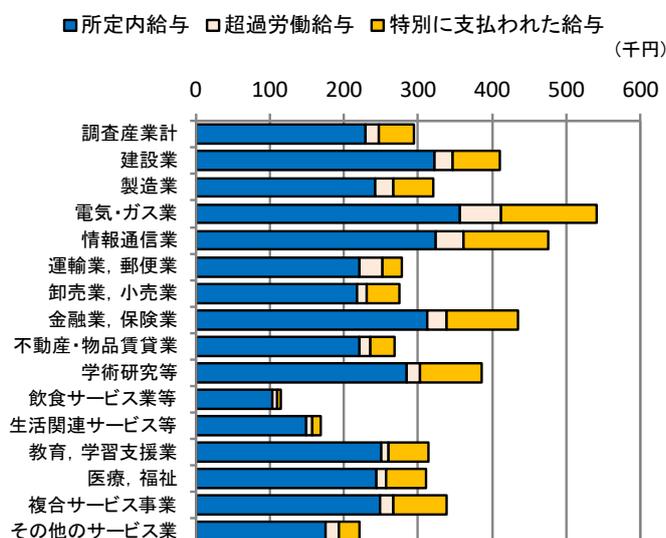
超過労働給与は、「運輸業、郵便業」(前年差 10,024 円増) など 9 産業が増加し、「情報通信業」(前年差 11,641 円減) など 5 産業が減少した。

特別に支払われた給与は、「金融業、保険業」(前年差 28,901 円増) など 5 産業が増加し、「教育、学習支援業」(前年差 57,146 円減) などの 9 産業が減少した。

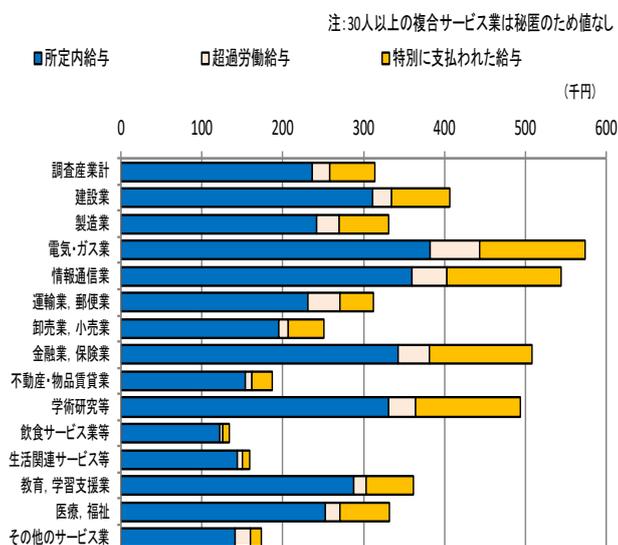
第4表 産業別に見た賃金 (事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与						特別に支払われた給与			
	実 数	前年比	支給する給与			所定内給与			超過労働給与		実 数	前年差
			実 数	前年比	%	実 数	前年比	%	実 数	前年差		
	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円	
調査産業計	313,745	△ 3.5	258,275	△ 2.2	236,172	△ 3.8	22,103	3,367	55,470	△ 5,743	円	
鉱業, 採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	406,643	△ 5.4	334,772	△ 4.8	311,272	△ 5.1	23,500	△ 172	71,871	△ 6,569	円	
製造業	331,098	△ 3.2	269,991	△ 0.4	241,775	△ 2.1	28,216	4,133	61,107	△ 11,077	円	
電気・ガス業	574,581	0.8	443,616	0.9	382,116	0.4	61,500	2,357	130,965	934	円	
情報通信業	544,405	△ 5.4	403,199	△ 5.6	359,989	△ 3.3	43,210	△ 11,641	141,206	△ 8,243	円	
運輸業, 郵便業	312,213	△ 2.7	270,772	△ 0.3	230,782	△ 4.4	39,990	10,024	41,441	△ 8,301	円	
卸売業, 小売業	251,062	2.3	207,168	2.7	195,258	2.3	11,910	1,187	43,894	837	円	
金融業, 保険業	508,842	8.1	381,274	2.5	342,387	0.7	38,887	7,296	127,568	28,901	円	
不動産・物品賃貸業	186,675	△ 13.6	161,572	△ 14.2	153,846	△ 15.0	7,726	280	25,103	△ 2,625	円	
学術研究等	493,621	△ 6.2	364,683	△ 7.6	331,092	△ 8.0	33,591	△ 988	128,938	△ 3,735	円	
飲食サービス業等	133,494	3.7	126,009	2.9	121,791	5.6	4,218	△ 2,996	7,485	1,170	円	
生活関連サービス等	159,109	△ 19.2	149,833	△ 15.0	143,765	△ 10.4	6,068	△ 9,866	9,276	△ 11,377	円	
教育, 学習支援業	361,636	△ 25.2	303,107	△ 17.8	288,155	△ 20.6	14,952	9,215	58,529	△ 57,146	円	
医療, 福祉	332,200	0.2	271,029	△ 1.0	253,126	△ 2.6	17,903	3,936	61,171	3,082	円	
複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	円	
その他のサービス業	173,783	△ 9.8	159,835	△ 9.0	140,914	△ 10.9	18,921	1,535	13,948	△ 3,180	円	
全 国	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	23,466	1,435	71,841	△ 203	円	
調査産業計	416,506	2.2	327,096	2.0	292,725	1.0	34,371	4,124	89,410	1,910	円	
卸売業, 小売業	337,754	3.3	268,523	2.7	255,075	2.4	13,448	936	69,231	3,783	円	
医療, 福祉	346,942	△ 0.3	290,508	0.2	271,688	0.0	18,820	681	56,434	△ 1,409	円	

第5-1図 産業別にみた1人平均月間現金給与と総額の内訳 (事業所規模5人以上)



第5-2図 産業別にみた1人平均月間現金給与と総額の内訳 (事業所規模30人以上)



II-3 賞与の支給状況

-事業所規模 30 人以上- (第 5 表、第 6 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の賞与支給額を調査産業計でみると、夏季賞与は 342,142 円で前年比 6.3%の減少、支給月数(きまって支給する給与に対して)は 1.05 月分であった。冬季賞与は 352,740 円で前年比 7.5%の減少、支給月数は 1.06 月分であった。

全国における夏季賞与は 440,487 円で前年比 0.4%の増加、冬季賞与は 442,231 円で 0.3%の増加となった。

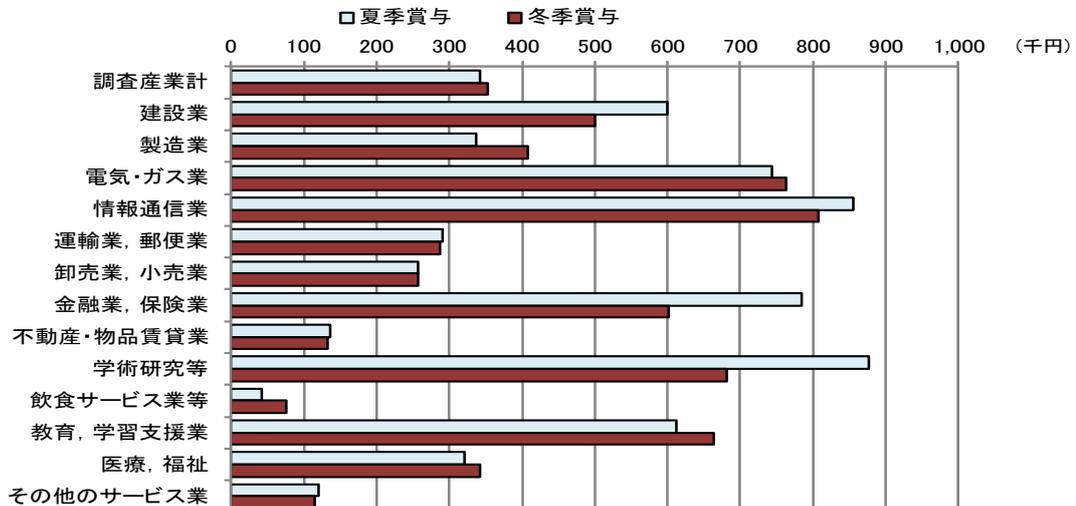
第5表 産業別にみた賞与支給状況 (事業所規模30人以上)

産 業	香 川 県												全 国											
	夏 季 賞 与						冬 季 賞 与						夏 季 賞 与						冬 季 賞 与					
	支 給 額		支給月数(注)	支 給 額		支給月数(注)	支 給 額		支給月数(注)	支 給 額		支給月数(注)	支 給 額		支給月数(注)									
	実 数	前年比		実 数	前年比		実 数	前年比		実 数	前年比		実 数	前年比										
円	%	月分	円	%	月分	円	%	月分	円	%	月分	円	%	月分										
調 査 産 業 計	342,142	△ 6.3	1.05	352,740	△ 7.5	1.06	440,487	0.4	1.13	442,231	0.3	1.16												
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	779,818	1.5	1.56	835,137	7.7	1.80												
建設業	599,327	12.7	1.34	499,584	14.6	1.27	691,686	△ 8.4	1.49	698,605	3.7	1.51												
製造業	337,540	△ 11.4	0.86	407,400	1.9	1.05	544,666	0.0	1.18	556,714	3.5	1.25												
電気・ガス業	742,733	1.1	1.78	763,660	△ 0.3	1.83	932,326	12.0	1.88	860,186	△ 1.4	1.81												
情報通信業	855,917	△ 10.0	1.89	808,206	△ 6.9	1.78	709,669	△ 1.6	1.43	708,748	0.6	1.54												
運輸業、郵便業	290,385	△ 26.3	0.76	287,013	1.7	0.69	339,035	△ 6.2	1.03	349,196	△ 2.7	1.04												
卸売業、小売業	256,377	9.7	1.08	256,520	△ 10.8	1.12	417,805	8.8	1.02	393,610	4.8	1.06												
金融業、保険業	785,300	△ 6.7	2.20	602,124	2.8	1.62	731,821	2.8	1.71	689,769	△ 4.0	1.60												
不動産・物品賃貸業	135,756	29.0	0.61	133,135	△ 0.4	0.59	558,931	13.4	1.29	572,209	9.2	1.30												
学術研究等	876,856	26.1	2.34	680,647	△ 8.2	1.83	787,600	0.8	1.67	701,978	1.5	1.65												
飲食サービス業等	41,874	27.8	0.32	75,170	42.3	0.49	52,570	△ 24.2	0.33	59,785	△ 4.6	0.35												
生活関連サービス等	x	x	x	x	x	x	141,373	△ 8.6	0.55	132,569	△ 6.3	0.57												
教育、学習支援業	612,407	△ 4.5	1.96	664,533	△ 8.8	1.98	570,822	△ 2.0	1.71	603,925	△ 4.6	1.77												
医療、福祉	320,667	△ 3.9	1.12	342,520	△ 14.4	1.12	330,190	△ 0.9	1.03	369,835	△ 1.2	1.16												
複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	406,401	△ 1.4	1.35	422,042	△ 0.3	1.44												
その他のサービス業	120,217	△ 7.5	0.78	114,631	△ 19.6	0.74	194,815	10.1	0.85	187,711	2.6	0.81												

注：支給月数(対きまって支給する給与)を指す。

第6図 産業別にみた賞与支給状況(事業所規模30人以上)支給額

注：30人以上の生活関連サービス等、複合サービス業は秘匿のため値なし



Ⅲ－１ 労働時間の動き

-事業所規模5人以上-（第6表、第7,8-1図）

香川県における事業所規模5人以上の実労働時間を調査産業計で見ると、総実労働時間は142.4時間で前年比2.2%の増加となった。総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間が132.6時間で前年比1.5%の増加、所定外労働時間は9.8時間で前年比13.7%の増加となった。

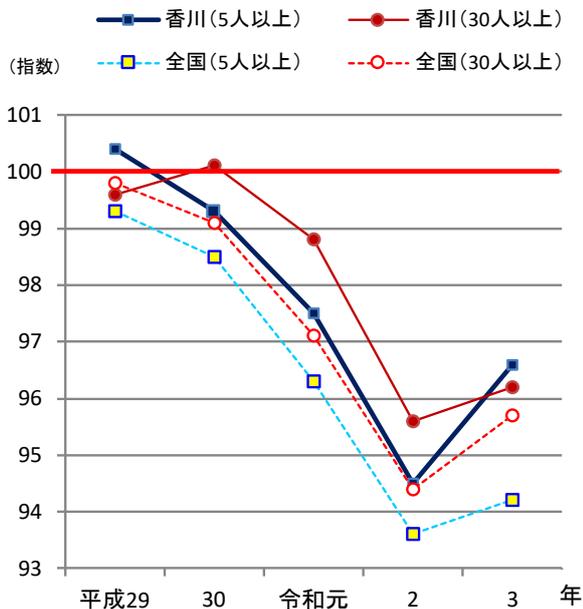
全国の総実労働時間は136.1時間で前年比0.6%の増加となった。このうち、所定内労働時間は126.4時間で前年比0.4%の増加、所定外労働時間は9.7時間で前年比5.1%の増加となった。

第6表 労働時間の推移（調査産業計：事業所規模5人以上）

区分	年	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数 日	年間総実労働時間 時間
		実数 時間	指数	前年比 %	実数 時間	指数	前年比 %	実数 時間	指数	前年比 %		
香川県	平成29	148.0	100.4	△ 0.4	137.2	100.3	△ 0.5	10.8	100.9	△ 0.6	19.4	1,776.0
	30	146.5	99.3	△ 1.1	134.7	98.4	△ 1.9	11.8	110.0	9.0	18.9	1,758.0
	令和元	143.9	97.5	△ 1.8	133.0	97.2	△ 1.2	10.9	102.1	△ 7.2	18.6	1,726.8
	2	139.4	94.5	△ 3.1	130.8	95.6	△ 1.6	8.6	80.4	△ 21.3	18.4	1,672.8
	3	142.4	96.6	2.2	132.6	97.0	1.5	9.8	91.4	13.7	18.5	1,708.8
全国	平成29	143.3	99.3	△ 0.2	132.4	99.2	△ 0.4	10.9	99.6	1.1	18.5	1,719.6
	30	142.2	98.5	△ 0.8	131.4	98.4	△ 0.8	10.8	98.1	△ 1.5	18.4	1,706.4
	令和元	139.1	96.3	△ 2.2	128.5	96.2	△ 2.2	10.6	96.2	△ 1.9	18.0	1,669.2
	2	135.1	93.6	△ 2.8	125.9	94.3	△ 2.0	9.2	83.5	△ 13.2	17.7	1,621.2
	3	136.1	94.2	0.6	126.4	94.7	0.4	9.7	87.8	5.1	17.7	1,633.2

（指数：平成27年平均＝100）

第7図 総実労働時間指数の推移（調査産業計）
（平成27年=100）



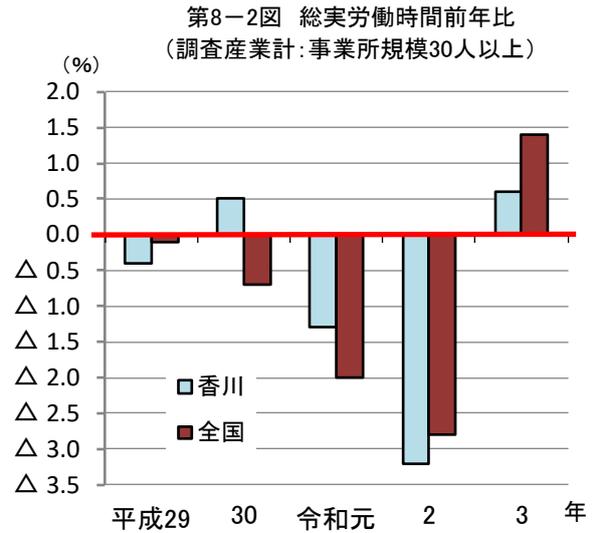
第8-1図 総実労働時間前年比
（調査産業計:事業所規模5人以上）



-事業所規模 30人以上- (第7表、第7,8-2図)

香川県における事業所規模 30人以上の実労働時間を調査産業計でみると、総実労働時間は144.7時間で前年比0.6%の増加となった。総実労働時間の内訳をみると、所定内労働時間が133.4時間で前年比0.2%の減少、所定外労働時間は11.3時間で前年比10.9%の増加となった。

全国の総実労働時間は142.4時間で前年比1.4%の増加となった。このうち、所定内労働時間は130.8時間で前年比0.8%の増加、所定外労働時間は11.6時間で前年比7.4%の増加となった。



第7表 労働時間の推移 (調査産業計：事業所規模30人以上)

区分	年	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数 日	年間総実労働時間 時間
		実数 時間	指数	前年比 %	実数 時間	指数	前年比 %	実数 時間	指数	前年比 %		
香川県	平成29	149.8	99.6	△ 0.4	138.3	99.9	△ 0.2	11.5	95.4	△ 4.2	19.3	1,797.6
	30	150.5	100.1	0.5	137.6	99.5	△ 0.4	12.9	107.1	12.3	19.0	1,806.0
	令和元	148.8	98.8	△ 1.3	135.8	98.1	△ 1.4	13.0	107.4	0.3	18.7	1,785.6
	2	143.9	95.6	△ 3.2	133.7	96.6	△ 1.5	10.2	84.3	△ 21.5	18.5	1,726.8
	3	144.7	96.2	0.6	133.4	96.4	△ 0.2	11.3	93.5	10.9	18.4	1,736.4
全国	平成29	148.4	99.8	△ 0.1	135.7	99.9	△ 0.1	12.7	98.2	△ 0.1	18.7	1,780.8
	30	147.4	99.1	△ 0.7	134.9	99.3	△ 0.6	12.5	97.1	△ 1.1	18.6	1,768.8
	令和元	144.5	97.1	△ 2.0	132.1	97.2	△ 2.1	12.4	96.1	△ 1.0	18.2	1,734.0
	2	140.4	94.4	△ 2.8	129.6	95.5	△ 1.7	10.8	83.5	△ 13.1	17.9	1,684.8
	3	142.4	95.7	1.4	130.8	96.3	0.8	11.6	89.7	7.4	18.0	1,708.8

(指数：平成27年平均＝100)

Ⅲ-2 産業別にみた労働時間

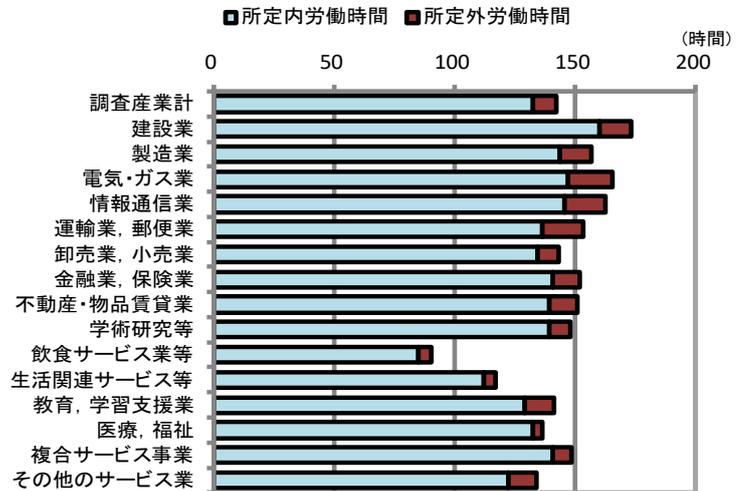
-事業所規模5人以上 - (第8表、第9-1図)

香川県における事業所規模5人以上の実労働時間を産業別にみると、総実労働時間は「運輸業、郵便業」(前年比9.5%増)など11産業が増加し、「学術研究等」(前年比2.8%減)など4産業が減少した。

所定内労働時間は、「運輸業、郵便業」(前年比6.2%増)など11産業が増加し、「その他のサービス業」(前年比4.2%減)など4産業が減少した。

所定外労働時間は、「運輸業、郵便業」(前年比45.9%増)など10産業が増加し、「学術研究等」(前年比43.9%減)などの5産業が減少した。

第9-1図 産業別にみた労働時間の内訳(事業所規模5人以上)



第8表 産業別に見た労働時間(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間				所定外労働時間		出勤日数		年間総実労働時間
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差			
香 川 県	調査産業計	142.4	2.2	132.6	1.5	9.8	13.7	18.5	0.1	1,708.8	
	鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	173.4	△ 1.1	160.0	△ 1.2	13.4	△ 0.9	20.9	△ 0.5	2,080.8	
	製造業	156.6	1.2	143.7	△ 0.1	12.9	17.5	19.2	0.0	1,879.2	
	電気・ガス業	165.5	4.1	147.1	2.9	18.4	13.8	19.3	△ 0.1	1,986.0	
	情報通信業	162.6	1.2	145.5	4.4	17.1	△ 19.3	19.4	0.3	1,951.2	
	運輸業、郵便業	153.4	9.5	136.4	6.2	17.0	45.9	18.9	0.5	1,840.8	
	卸売業、小売業	143.4	2.6	134.5	1.2	8.9	25.5	18.9	0.0	1,720.8	
	金融業、保険業	151.8	4.6	140.9	3.6	10.9	20.8	19.1	0.3	1,821.6	
	不動産・物品賃貸業	151.0	2.8	139.5	0.4	11.5	44.3	18.8	△ 0.3	1,812.0	
	学術研究等	147.9	△ 2.8	139.5	1.7	8.4	△ 43.9	18.7	△ 0.3	1,774.8	
	飲食サービス業等	90.4	6.1	85.0	5.4	5.4	19.7	14.8	0.6	1,084.8	
	生活関連サービス等	116.8	1.6	111.9	3.9	4.9	△ 32.9	16.1	△ 1.0	1,401.6	
	教育、学習支援業	141.3	4.2	129.1	4.4	12.2	2.7	17.9	0.6	1,695.6	
医療、福祉	136.4	1.4	132.4	1.3	4.0	6.0	18.4	0.2	1,636.8		
複合サービス事業	148.3	△ 0.8	141.0	△ 0.1	7.3	△ 12.7	19.1	△ 0.2	1,779.6		
その他のサービス業	133.8	△ 2.3	122.4	△ 4.2	11.4	26.3	18.1	△ 0.6	1,605.6		
全 国	調査産業計	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7	0.0	1,633.2	
	鉱業、採石業等	164.0	△ 2.8	152.6	△ 0.5	11.4	△ 26.0	20.3	△ 0.3	1,968.0	
	建設業	165.3	△ 0.1	151.5	△ 0.3	13.8	2.4	20.3	0.0	1,983.6	
	製造業	155.9	1.8	142.3	0.7	13.6	14.1	18.8	0.1	1,870.8	
	電気・ガス業	155.1	0.8	140.6	1.5	14.5	△ 4.5	18.7	0.2	1,861.2	
	情報通信業	158.3	1.4	142.8	1.0	15.5	4.7	18.7	0.1	1,899.6	
	運輸業、郵便業	163.6	1.4	141.5	0.7	22.1	4.9	19.2	0.0	1,963.2	
	卸売業、小売業	130.8	0.6	123.8	0.5	7.0	3.6	17.9	0.0	1,569.6	
	金融業、保険業	146.1	0.8	134.4	1.0	11.7	△ 0.4	18.4	0.1	1,753.2	
	不動産・物品賃貸業	146.9	1.9	135.4	0.9	11.5	15.5	18.5	0.1	1,762.8	
	学術研究等	153.6	1.9	139.9	1.4	13.7	6.4	18.6	0.2	1,843.2	
	飲食サービス業等	83.7	△ 2.4	80.4	△ 1.4	3.3	△ 21.8	13.6	△ 0.1	1,004.4	
	生活関連サービス等	119.2	6.3	113.9	5.9	5.3	15.0	16.6	0.8	1,430.4	
	教育、学習支援業	121.0	△ 0.5	111.8	△ 1.2	9.2	9.1	16.1	0.0	1,452.0	
医療、福祉	130.5	0.0	125.9	0.1	4.6	△ 0.8	17.7	0.0	1,566.0		
複合サービス事業	147.8	0.8	139.5	0.7	8.3	3.6	18.9	0.1	1,773.6		
その他のサービス業	137.1	1.7	127.0	1.2	10.1	9.8	17.9	0.1	1,645.2		

-事業所規模 30 人以上- (第 9 表、第 9-2 図)

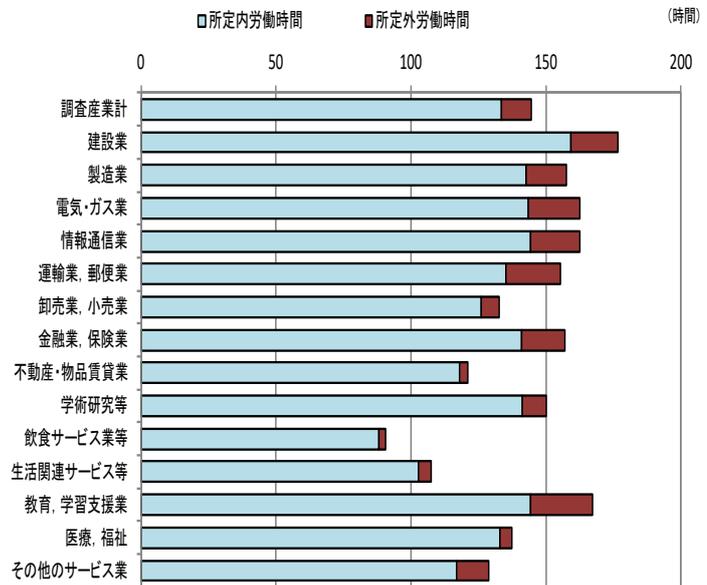
香川県における事業所規模 30 人以上の実労働時間を産業別にみると、総実労働時間は「教育、学習支援業」(前年比 5.2%増)など 7 産業が増加し、「生活関連サービス等」(前年比 13.7%減)など 7 産業が減少した。

所定内労働時間は、「情報通信業」(前年比 4.2%増)など 7 産業が増加し、「生活関連サービス等」(前年比 11.1%減)など 7 産業が減少した。

所定外労働時間は、「教育、学習支援業」(前年比 29.5%増)など 8 産業が増加し、「生活関連サービス等」(前年比 46.9%減)など 6 産業が減少した。

第9-2図 産業別に見た労働時間の内訳(事業所規模30人以上)

注:30人以上の複合サービス業は秘匿のため値なし



第9表 産業別に見た労働時間 (事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間				所定外労働時間				出勤日数		年間総実労働時間
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年差	時間		
調査産業計	144.7	0.6	133.4	△ 0.2	11.3	10.9	18.4	△ 0.1	1,736.4				
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
建設業	176.7	2.9	159.3	2.1	17.4	11.1	20.8	0.1	2,120.4				
製造業	157.5	1.4	142.7	△ 0.1	14.8	17.9	18.8	△ 0.1	1,890.0				
電気・ガス業	162.5	4.8	143.6	4.0	18.9	12.3	18.6	0.1	1,950.0				
情報通信業	162.7	1.4	144.2	4.2	18.5	△ 15.9	19.3	0.6	1,952.4				
運輸業、郵便業	155.3	3.7	135.1	1.9	20.2	17.1	18.6	0.3	1,863.6				
卸売業、小売業	132.7	△ 0.4	126.0	△ 0.3	6.7	△ 2.2	18.5	0.0	1,592.4				
金融業、保険業	157.0	0.8	141.0	△ 0.6	16.0	14.6	18.9	0.1	1,884.0				
不動産・物品賃貸業	121.0	△ 8.0	118.1	△ 7.3	2.9	△ 27.8	17.4	△ 0.4	1,452.0				
学術研究等	150.0	△ 2.1	141.2	3.1	8.8	△ 45.8	19.1	0.6	1,800.0				
飲食サービス業等	90.7	△ 1.0	88.1	1.4	2.6	△ 45.5	13.9	△ 0.2	1,088.4				
生活関連サービス等	107.4	△ 13.7	102.8	△ 11.1	4.6	△ 46.9	15.0	△ 2.5	1,288.8				
教育、学習支援業	167.2	5.2	144.3	2.2	22.9	29.5	19.2	0.4	2,006.4				
医療、福祉	137.5	△ 1.7	133.0	△ 2.0	4.5	9.1	18.2	△ 0.2	1,650.0				
複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x				
その他のサービス業	128.9	△ 3.4	116.9	△ 4.8	12.0	12.4	18.0	△ 0.5	1,546.8				
全 国	142.4	1.4	130.8	0.8	11.6	7.4	18.0	0.1	1,708.8				
製造業	159.0	2.1	143.7	0.8	15.3	14.7	18.8	0.2	1,908.0				
卸売業、小売業	134.7	1.3	126.8	1.0	7.9	6.2	18.2	0.0	1,616.4				
医療、福祉	139.1	0.0	133.6	0.1	5.5	△ 0.3	18.2	0.0	1,669.2				

IV-1 雇用の動き

-事業所規模5人以上- (第10表、第10,11-1,12図)

香川県における事業所規模5人以上の常用労働者数は336,980人、常用雇用指数は101.6で、前年比1.3%の減少となった。パートタイム労働者比率は30.0%で、前年差1.6ポイントの減少となった。

次に、労働異動率をみると、入職率は1.47%、離職率は1.62%で、0.15ポイントの離職超過となった。

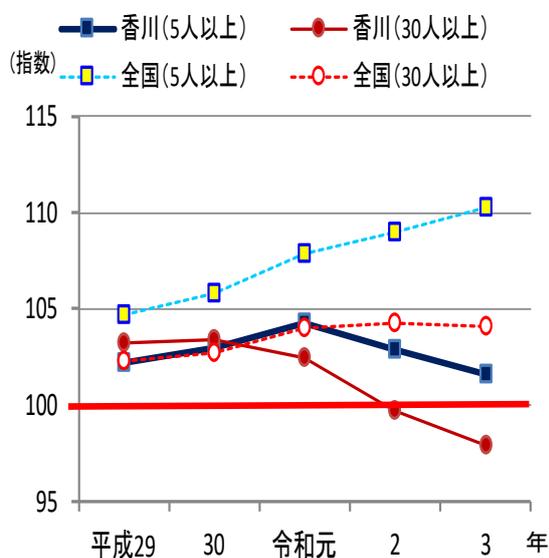
全国の常用労働者数は51,893千人で、前年比1.2%の増加となった。パートタイム労働者比率は31.3%で、前年差0.2ポイントの増加となった。入職率は1.96%、離職率は1.93%で、0.03ポイントの入職超過となった。

第10表 雇用の推移 (調査産業計：事業所規模5人以上)

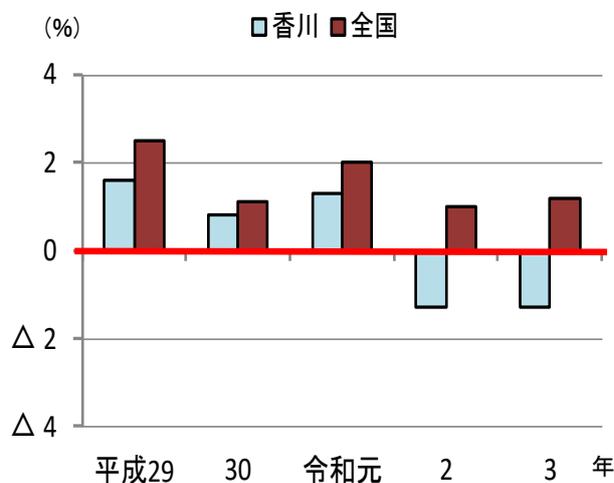
区分	年	常用労働者					労働異動率				
		実数	指数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差	
香川県	平成29	338,390	102.2	1.6	28.7	0.3	2.01	0.24	1.82	0.03	
	30	341,591	103.0	0.8	28.5	△ 0.2	1.85	△ 0.16	1.87	0.05	
	令和元	346,102	104.3	1.3	29.3	0.8	2.07	0.22	1.85	△ 0.02	
	2	341,295	102.9	△ 1.3	31.6	2.3	1.78	△ 0.29	1.82	△ 0.03	
	3	336,980	101.6	△ 1.3	30.0	△ 1.6	1.47	△ 0.31	1.62	△ 0.20	
全国	平成29	50,034	104.7	2.5	30.7	0.1	2.15	0.00	2.04	0.00	
	30	49,813	105.8	1.1	30.9	0.2	2.11	△ 0.04	2.02	△ 0.02	
	令和元	50,786	107.9	2.0	31.5	0.7	2.16	0.05	2.06	0.04	
	2	51,299	109.0	1.0	31.1	△ 0.4	1.97	△ 0.19	1.98	△ 0.08	
	3	51,893	110.3	1.2	31.3	0.2	1.96	△ 0.01	1.93	△ 0.05	

(指数：平成27年平均=100)

第10図 雇用指数の推移(調査産業計)
(平成27年=100)



第11-1図 雇用指数対前年比
(調査産業計：事業所規模5人以上)



-事業所規模 30 人以上- (第 11 表、第 10,11-2,12 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者数は 181,967 人、常用雇用指数は 97.9 で、前年比 1.8%の減少となった。パートタイム労働者比率は 28.0%で、前年差 0.6 ポイントの増加となった。

次に、労働異動率をみると、入職率は 1.29%、離職率は 1.53%で 0.24 ポイントの離職超過となった。

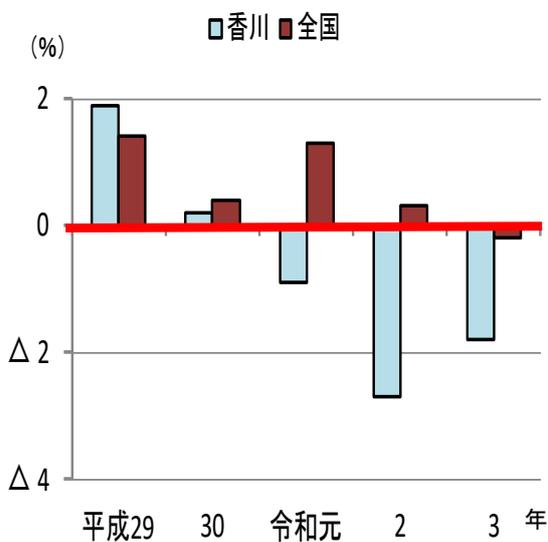
全国における常用労働者数は 29,547 千人で、前年比 0.2%の減少となった。パートタイム労働者比率は 25.1%で、前年差 0.2 ポイントの減少となった。入職率は 1.74%、離職率は 1.78%で 0.04 ポイントの離職超過となった。

第11表 雇用の推移 (調査産業計：事業所規模30人以上)

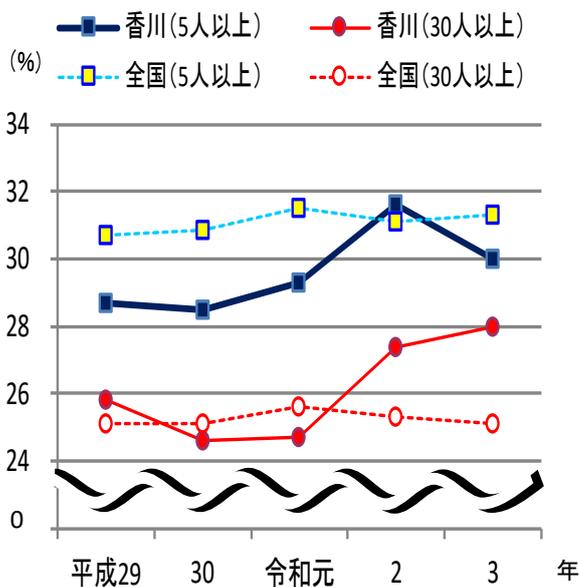
区分	年	常用労働者					労働異動率				
		実数	指数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差	
香川県	平成29	188,110	103.2	1.9	25.8	0.1	1.86	0.42	1.73	0.27	
	30	192,134	103.4	0.2	24.6	△ 1.2	1.74	△ 0.12	1.73	0.00	
	令和元	190,526	102.5	△ 0.9	24.7	0.1	1.77	0.03	1.70	△ 0.03	
	2	185,229	99.7	△ 2.7	27.4	2.7	1.54	△ 0.23	1.59	△ 0.11	
	3	181,967	97.9	△ 1.8	28.0	0.6	1.29	△ 0.25	1.53	△ 0.06	
全国	平成29	28,191	102.3	1.4	25.1	△ 0.1	1.89	0.01	1.82	0.00	
	30	29,163	102.7	0.4	25.1	0.0	1.88	△ 0.01	1.83	0.01	
	令和元	29,513	104.0	1.3	25.6	0.5	1.96	0.08	1.88	0.05	
	2	29,613	104.3	0.3	25.3	△ 0.3	1.77	△ 0.19	1.80	△ 0.08	
	3	29,547	104.1	△ 0.2	25.1	△ 0.2	1.74	△ 0.03	1.78	△ 0.02	

(指数：平成27年平均=100)

第11-2図 雇用指数対前年比 (調査産業計：事業所規模30人以上)



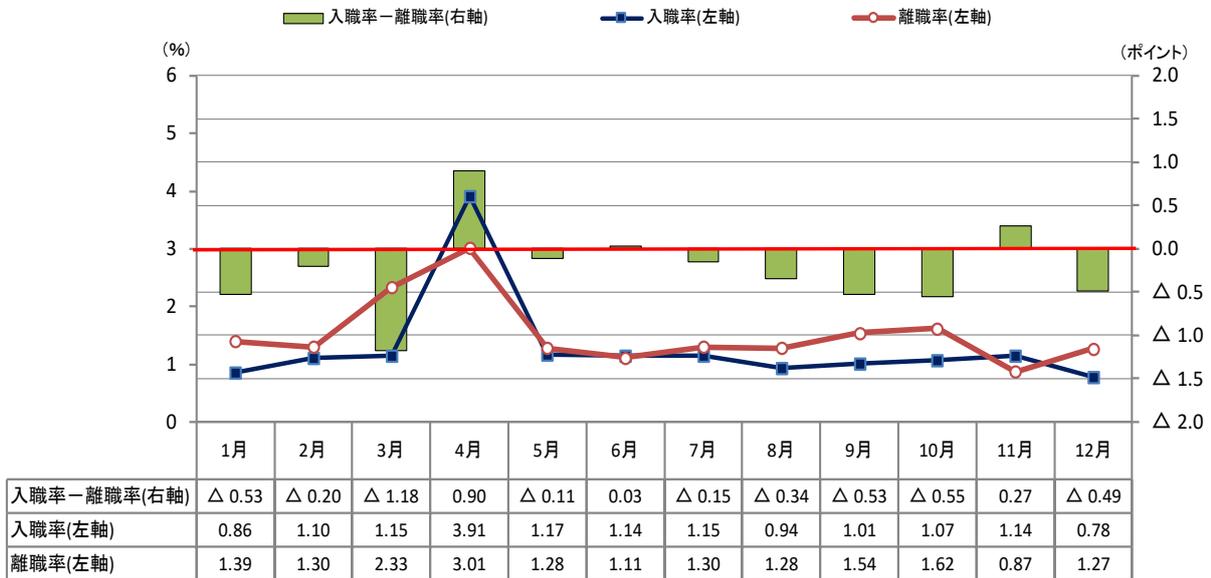
第12図 パートタイム労働者比率の推移 (調査産業計)



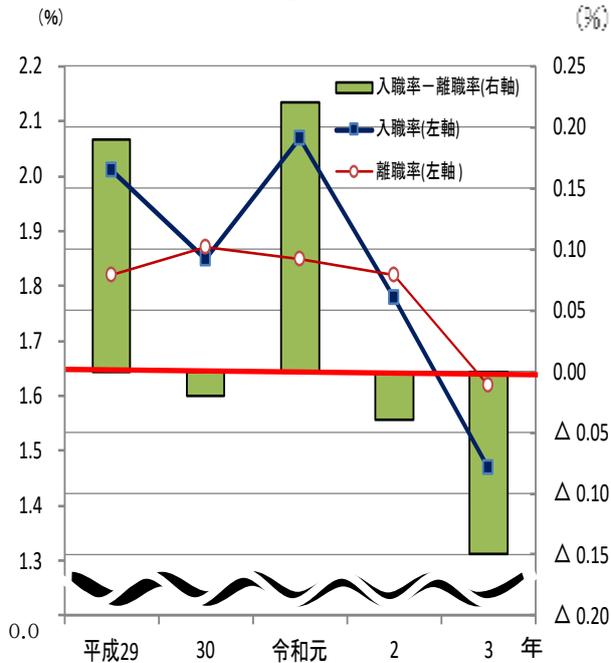
-労働異動率の推移 - (第 13,14-1,14-2 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の労働異動率の月別推移をみると、入職率は4月の 3.91%が最も高く、次いで5月の 1.17%が高かった。離職率は4月の 3.01%が最も高く、次いで3月の 2.33%が高かった。

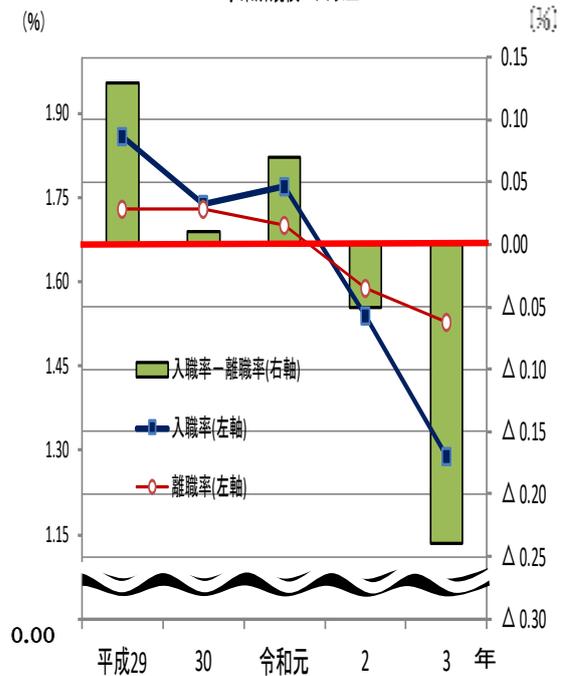
第13図 労働異動率の月別推移(調査産業計:事業所規模30人以上)



第14-1図 入職率・離職率の推移(調査産業計)
事業所規模5人以上



第14-2図 入職率・離職率の推移(調査産業計)
事業所規模30人以上



IV-2 産業別にみた雇用

-事業所規模5人以上- (第 12,13 表、第 15,16 図)

香川県における事業所規模5人以上の常用労働者を産業別にみると、構成割合は「卸売業，小売業」(64,759人、19.2%)が最も高く、次いで「医療，福祉」(64,008人、19.0%)、「製造業」(56,288人、16.7%)などとなった。

パートタイム労働者比率は、「飲食サービス業等」(75.4%)が最も高く、次いで、「生活関連サービス等」(51.0%)、「卸売業，小売業」(39.7%)などとなった。

労働異動率をみると、入職率では「飲食サービス業等」(3.54%)が最も高く、次いで、「生活関連サービス等」(2.12%)、「その他のサービス業」(1.77%)などとなった。離職率では「生活関連サービス等」(3.57%)が最も高く、次いで「飲食サービス業等」(3.20%)、「複合サービス事業」(2.55%)などとなった。

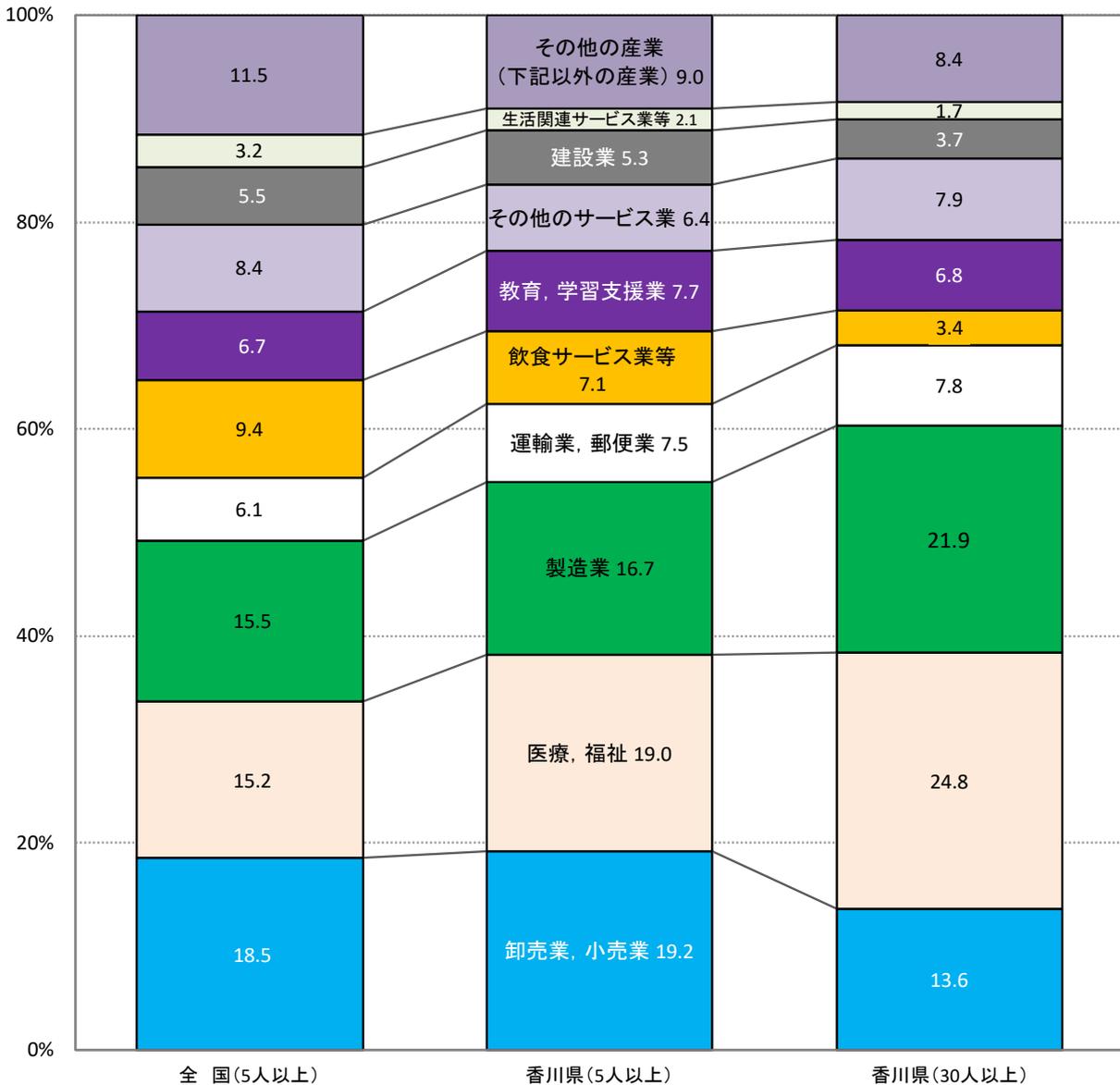
第12表 産業別に見た雇用（事業所規模5人以上）

産 業	常用労働者				労働異動率			
	実数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	336,980	△ 1.3	30.0	△ 1.6	1.47	△ 0.31	1.62	△ 0.20
鉱業，採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	18,046	△ 1.9	3.8	△ 0.5	0.91	△ 0.11	0.87	△ 0.22
製造業	56,288	0.8	12.3	△ 0.1	0.90	△ 0.08	1.12	0.12
電気・ガス業	2,610	△ 10.7	2.9	1.7	1.64	△ 0.15	1.30	△ 0.25
情報通信業	4,318	△ 2.1	2.4	△ 0.1	1.73	0.04	2.13	0.79
運輸業，郵便業	25,211	△ 2.3	24.4	5.0	0.71	△ 0.17	1.13	0.19
卸売業，小売業	64,759	△ 1.8	39.7	△ 6.6	1.54	△ 0.57	1.65	△ 0.65
金融業，保険業	9,561	10.2	7.9	△ 3.7	1.40	△ 0.45	1.29	△ 1.06
不動産・物品賃貸業	3,799	△ 2.8	29.1	△ 0.8	1.75	0.41	1.67	△ 0.50
学術研究等	5,780	△ 19.2	11.8	△ 0.6	1.30	0.24	1.24	0.21
飲食サービス業等	23,779	2.4	75.4	△ 7.7	3.54	△ 0.18	3.20	△ 0.50
生活関連サービス等	7,053	△ 27.4	51.0	△ 4.6	2.12	0.21	3.57	1.03
教育，学習支援業	25,918	△ 0.1	34.8	3.0	1.22	△ 0.80	1.28	△ 0.41
医療，福祉	64,008	1.3	31.0	△ 2.1	1.48	△ 0.40	1.59	△ 0.13
複合サービス事業	4,410	△ 7.8	28.4	0.6	1.61	△ 0.80	2.55	0.06
その他のサービス業	21,444	0.8	34.0	5.4	1.77	△ 0.27	2.02	△ 0.15
	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	51,893	1.2	31.3	0.2	1.96	△ 0.01	1.93	△ 0.05
鉱業，採石業等	13	△ 0.1	2.2	△ 1.3	1.19	0.35	1.18	0.18
建設業	2,856	2.0	5.7	0.4	1.23	0.00	1.17	△ 0.05
製造業	8,010	△ 1.2	13.5	0.1	1.04	0.04	1.14	0.11
電気・ガス業	252	△ 0.3	4.6	△ 1.5	1.18	△ 0.10	1.34	0.04
情報通信業	1,601	1.1	5.5	0.4	1.47	0.02	1.45	0.09
運輸業，郵便業	3,171	△ 0.3	16.4	△ 1.1	1.30	△ 0.19	1.42	0.02
卸売業，小売業	9,606	1.1	42.2	△ 1.2	1.85	△ 0.10	1.84	△ 0.11
金融業，保険業	1,362	△ 0.3	11.0	△ 0.2	1.77	0.01	1.82	0.04
不動産・物品賃貸業	801	1.5	21.7	△ 1.3	1.77	△ 0.14	1.85	0.05
学術研究等	1,515	0.9	10.3	△ 1.0	1.37	0.03	1.38	0.11
飲食サービス業等	4,891	4.1	77.7	0.3	3.99	△ 0.02	3.90	△ 0.36
生活関連サービス等	1,654	△ 2.4	47.3	△ 1.1	2.47	△ 0.17	2.81	△ 0.11
教育，学習支援業	3,474	3.3	34.8	2.7	2.78	0.06	2.63	0.14
医療，福祉	7,868	2.5	33.8	1.3	1.78	△ 0.01	1.61	△ 0.11
複合サービス事業	463	△ 1.1	17.3	△ 1.6	1.53	△ 0.13	1.70	△ 0.05
その他のサービス業	4,356	1.0	30.0	△ 1.1	2.61	0.09	2.48	△ 0.16

第13表 産業別にみた常用労働者の構成割合(%)

	全国 (5人以上)	香川県 (5人以上)	香川県 (30人以上)
鉱業, 採石業等	0.0	-	-
建設業	5.5	5.3	3.7
製造業	15.5	16.7	21.9
電気・ガス業	0.5	0.8	1.2
情報通信業	3.1	1.3	1.5
運輸業, 郵便業	6.1	7.5	7.8
卸売業, 小売業	18.5	19.2	13.6
金融業, 保険業	2.6	2.8	2.4
不動産・物品賃貸業	1.5	1.1	0.6
学術研究等	2.9	1.7	1.4
飲食サービス業等	9.4	7.1	3.4
生活関連サービス等	3.2	2.1	1.7
教育, 学習支援業	6.7	7.7	6.8
医療, 福祉	15.2	19.0	24.8
複合サービス事業	0.9	1.3	1.3
その他のサービス業	8.4	6.4	7.9

第15図 産業別にみた常用労働者の構成割合



-事業所規模 30 人以上 - (第 13,14 表、第 15,16 図)

香川県における事業所規模 30 人以上の常用労働者を産業別にみると、構成割合は「医療、福祉」(45,137 人、24.8%) が最も高く、次いで「製造業」(39,906 人、21.9%)、「卸売業、小売業」(24,751 人、13.6%) などとなった。

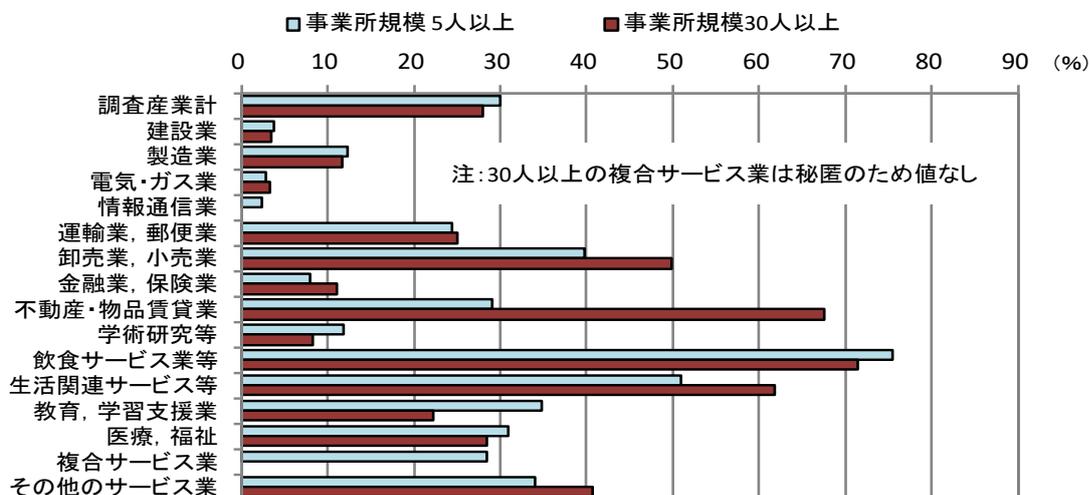
パートタイム労働者比率は、「飲食サービス業等」(71.4%) が最も高く、次いで、「不動産・物品賃貸業」(67.5%)、「生活関連サービス等」(61.8%) などとなった。

労働異動率をみると、入職率では「飲食サービス業等」(2.64%) が最も高く、次いで「その他のサービス業」(2.14%)、「不動産、物品賃貸業」(1.94%) などとなった。離職率では、「飲食サービス業等」(2.97%) が最も高く、次いで「その他のサービス業」(2.58%)、「生活関連サービス等」(2.54%) などとなった。

第14表 産業別に見た雇用（事業所規模30人以上）

産 業	常 用 労 働 者				労 働 異 動 率			
	実数	前年比	パートタイム労働者比率	前年差	入職率	前年差	離職率	前年差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	181,967	△ 1.8	28.0	0.6	1.29	△ 0.25	1.53	△ 0.06
鉱業、採石業等	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	6,737	△ 1.8	3.4	△ 0.1	0.95	△ 0.50	1.13	△ 0.18
製造業	39,906	1.9	11.7	△ 0.5	0.77	△ 0.25	1.07	0.05
電気・ガス業	2,225	0.8	3.3	1.7	1.66	0.02	1.59	△ 0.04
情報通信業	2,653	△ 0.6	0.0	△ 2.6	1.62	△ 0.02	1.86	0.48
運輸業、郵便業	14,171	1.1	25.1	7.2	1.03	△ 0.24	1.21	0.19
卸売業、小売業	24,751	△ 4.3	49.9	△ 3.2	1.28	△ 0.03	1.59	△ 0.15
金融業、保険業	4,405	18.9	11.0	△ 1.3	0.75	△ 0.61	1.05	△ 0.92
不動産・物品賃貸業	1,060	△ 1.3	67.5	13.7	1.94	△ 0.20	1.94	△ 0.40
学術研究等	2,537	△ 36.5	8.3	1.7	0.99	△ 0.06	1.21	0.14
飲食サービス業等	6,125	△ 15.7	71.4	△ 9.5	2.64	△ 0.34	2.97	△ 0.02
生活関連サービス等	3,082	△ 37.1	61.8	14.1	0.86	△ 0.80	2.54	0.49
教育、学習支援業	12,370	1.7	22.2	10.8	1.10	△ 0.20	1.00	△ 0.23
医療、福祉	45,137	1.0	28.5	△ 0.3	1.52	△ 0.38	1.60	△ 0.15
複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x
その他のサービス業	14,344	2.1	40.7	7.0	2.14	0.10	2.58	0.15
全 国	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	29,547	△ 0.2	25.1	△ 0.2	1.74	△ 0.03	1.78	△ 0.02
製造業	5,995	△ 1.5	10.6	△ 0.1	0.93	0.00	1.07	0.09
卸売業、小売業	4,161	△ 0.3	40.1	△ 2.0	1.60	△ 0.10	1.65	△ 0.09
医療、福祉	4,750	1.5	25.9	1.6	1.56	△ 0.08	1.47	△ 0.10

第16図 産業別パートタイム労働者比率



令和3年
香川県の賃金・労働時間及び雇用

令和4年10月印刷・発行

編集・発行 香川県政策部統計調査課
電話 (087) 832-3149

香川県ホームページ内 香川県統計情報データベース
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/rodo/working/index.html>
